

事 務 連 絡

平成20年7月 9日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働大臣記者会見の概要について（情報提供）

平素より、生活保護行政の推進にあたり格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、医療扶助の移送費の支給基準の明確化については、先般、「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）」（平成20年6月10日社援保発第0610001号）を発出し、

- ① 「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、
- ② もとより、必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきである

ということを明確にしたところですが、依然として、この趣旨が、各自治体や福祉事務所等まで十分に周知されていないとの指摘があるところです。

このため、今般、当該通知の発出に先だって、厚生労働大臣が行った記者会見の概要を別添のとおり、送付させていただきますので、了知の上、全ての自治体において、改めて今回の趣旨が徹底されるようお願いいたします。

厚生労働大臣記者会見概要 (H20.06.10(火))

《医療扶助の移送費について》

(大臣) 生活保護受給者の通院に掛かる移送費について、自治体への周知徹底をやるということで、本日事務方に2点ほど指示をいたしました。第一点目ですが、今回の取り扱いの趣旨及び留意点を、各自治体に対して改めて周知徹底するように、本日通知を出せということで、本日中に「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点(周知徹底依頼)」ということを出します。その中身ですが、まず第一点。移送費の給付決定をする時は、一定の手順に従ってきちんと個別に審査をすること。二番目に、画一的な取り扱いによって不適切な給付決定をしたり、逆に必要な医療が受けられなくなるようなことがないようにすること。これを詳細に渡って指示を出しております。生活保護受給者の中には、必要な医療が受けられなくなるのではないかという不安があるということなので、そういうことはしないということをはっきりと明確に書いて不安を解消したいと思います。ですから、移送費の問題で必要な医療が受けられなくなるようなことはありません。しかし一方で、滝川の事件のような不正は許しませんということもはっきりとしたいと思います。

それから大きな二点目ですが、自治体の現場のケースワーカーに対して、今回の取り扱いの趣旨を理解してもらうように、直接伝えると共に意見交換をする機会を設ける。具体的には地方に担当者が直接出向いて、ケースワーカーを集めて意見交換をしながら周知を図ることとしています。そして、本省にもブロック会議を開くような形で各地域の代表との意見交換をし、明確にそのことをさらに伝えるということです。いずれにしても、今日私が指示をしてきちんと生活保護の方々の医療を守るという趣旨が、現場が徹底しないといけないので、そのことを徹底させるということをやりたいと思います。前回の通達为例えば、僻地等としか書いていないとかいろいろ不明確なことがあったり、文章が不親切であったりすることがあります。それから、地方も非常に財源的にも困っているんで、4分の1の負担であれ、非常に負担があるので、こういう通達を機会にカットしようとしたり、いろいろあると思いますけれども、一番大事なものは生活保護受給者の方々が、通院するごとに掛かる移送費をカットされることによって、必要な医療が受けられないということがないようにということです。ですから、この趣旨を徹底させたいと思います。後ほど事務方の方からご説明を申し上げさせますし、どういう通達か写しも差し上げるようにいたします。以上この問題に対して適切に対応すると、今後もフォローアップをしてそれでも問題があれば、また改善していく方針で臨みたいと思っております。

《質疑》

(記者) 確認ですが、通知を撤回するという形ではなくて、あくまでその周知をさらに図るという形ですか。

(大臣) 事実上読んでいただければわかると思いますけれども、不明確であったり、不親切であったり、解釈が曖昧であったりということがございます。それが自治体側のある意味で恣意的な解釈ということになっているので、今回の通達はそのようなことがないように明確に書いてありますから、事実上前回の通達を基にして、やっていることは改まるということになりますから、撤回と同じような効果を持つと思います。特に自治体間の大きな差がありましたから、そういうところで問題があったので、そこを明確にするようにしたわけですから、ですからこういう文章で、「したがって、留意すべきことは、受給者の個別事情にも配慮しながら、適切な手続きにのっとりて審査することが重要であり、画一的な取り扱いによって、不適切な給付決定をしたり、逆に必要な医療が受けられなくなるようなことがあってはならない。」ということをはっきり書いておりますし、それから国民健康保険の例にはよらないわけですから、生活保護は別なので、このことも独自の基準だということを書いておりますし、例えば、バス、電車は昼間しか走っていません、真夜中にバス、電車には乗れません、だからこういうことも書いております、また夜間の突発的な疾病により、電車、バス等の利用が著しく困難な場合も検討の対象とするということですから、いろいろ各地から生活保護受給者の方々に、医療を受けておられる方々の困った状況に対しては、きめ細かくそういうことも書いて、個別の事案ごとに勘案してください、それと基本的には地元の話ですから移送の必要性というのは福祉事務所において検討してください、ただそれでも疑義が生じた場合には、こちらに助言を求めて、また都道府県、指定都市の本庁に助言を求めて、そこでもわからなければ厚生労働省がきちんと判断をして、その適切な対応をしますということですから、それから一回きりではなくて、慢性的で継続的に受診するための交通費の負担についても、高額になる場合の検討の対象にするということで、今までいろいろご指摘のあった問題については、すべて網羅的に通達で善処する方針を誓っておきましたので、対応できると思います。

(記者) 例えば、よく声が上がっていた、東京23区内に住んでいらっしゃる方の場合、電車やバスを使っていかれているようなことが多いということなんですが、これまでの通達だと、僻地等の場合でないと電車やバスが使えないというような意味に読めるということがかなり問題になっていたのですが、それも改善されたのですか。

(大臣) そこは書き換えさせました。「したがって、電車代・バス代が支給されるのは「へき地」に限られるものではなく、都市部であっても一律に排除されるものではありません。」こういう文章を加えました。今のご疑問に対してはこれで対応できると思います。

(記者) 今回こういう事態になっているのは、厚生労働省が生活保護費を削ろうとしている全体的なそういう意図を自治体側が酌み取ってこういう流れになっているのだと認識しているのですけれども、自治体側の恣意的な解釈という言い方をするのはあまりに厚生労働省の責任逃れのような気もするのですけれども。

(大臣) 恣意的な解釈という言葉が悪ければ独自の解釈でも良いですが、それは、長寿医療の問題についても全く同じで、どっちが悪いということを言う気は私は全くありません。しかし、窓口で対応するのは市町村です。あの通達があるから冷たくて良いのかといったらそうではなくて、やはりこの人が困っているのなら窓口が対応すべきであって、そして、これは国費が出ているのが4分の3、地元は4分の1です。そういう経費の分担はありますけど、やはり、私がここに座って地域の窓口のことはわかりません。だから、窓口の地域の人達の判断が一番重要なので、だから恣意的という言葉がひっかかるのだったらそれは削除して下さって結構です。しかしながら、やはりいろんな判断を独自に自治体が下さないといけない時に、おっしゃるように厚生労働省の意図を忖度してやるという部分もあるかもしれません。これ切るのが正当なので切りましたということをおっしゃれば良いのに、こういう制度になったから切りました。厚生労働省の気持ちを忖度して移送費をカットしましたと言われたのでは、そういう気持ちではありませんから、そこははっきり申し上げておきたいと思います。だから、不適切な言葉で恣意的にというのは、削除されて結構です。